

患者様・御家族の皆様へのご案内

当院では

特定看護師が特定行為

を実施しています。

厚生労働省の「特定行為に係る研修制度」を終えた特定看護師が医師の指示により手順書に基づいて以下の行為を実施しています。

特定看護師とは、高い判断力と技能を兼ね備え、より高度な診療の補助を行える看護師です。

— 特定看護師が活動するメリット —

チーム医療の一員として患者様の状態に応じた適切で、より質の高い医療をタイムリーに提供することができます。

特定行為

■人工呼吸器をご使用の患者様

- ▶呼吸が安定するように人工呼吸器の調整を行います。
 - ・侵襲的陽圧換気の設定の変更
 - ・非侵襲的陽圧換気の設定の変更
- ▶ゆっくり休めるように鎮静薬の調整を行います。
 - ・人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整
- ▶呼吸が安定された患者様の人工呼吸器をはずす調整を行います。
 - ・人工呼吸器からの離脱

■気管切開チューブをご使用の患者様

- ▶気管チューブの交換を行います。
 - ・気管カニューレの交換



この制服が目印です。

※特定行為は医師の指示のもと実施し、実施後は必要に応じて医師が確認を行います。

患者様やご家族の皆様には、診療・看護の場面での特定看護師の活動に、ご理解・ご協力をお願いいたします。

《特定行為に関するご相談・お問い合わせ》

枚方総合発達医療センター ☎072-858-0373



社会福祉法人 枚方療育園 枚方総合発達医療センター